

# 可燃ごみ【黄袋】

市指定ごみ袋（大）に入らない大型ごみは粗大ごみです。

可燃ごみ【黄袋】は、マナーを守って決められた場所、決められた日の午前6時から午前8時までに排出してください。

地域の各ごみステーションは、自治会の方々によって清掃・管理・運営されています。自治会への加入にご協力ください。

※氏名欄に氏名を記入して排出してください。

※容器包装品ではないプラスチック類は可燃ごみ【黄袋】として、排出してください。

※付属する金属類は取り外して不燃ごみ【赤袋】として排出してください。

氏名を記入して排出



※植物性廃油以外の動物性油や機械用油などは、新聞紙や布にしみ込ませてください。

※インクや塗料、液状の物などは、新聞紙や布にしみ込ませてください。

※おむつの汚物はトイレに流してください。

※マッチや未使用の花火などの発火性が高いものは、水で湿らしてから排出してください。

※発炎筒は使いきってから排出してください。

※ボールなどで空気が入っているものは抜いて排出してください。

## 剪定木の排出方法に注意

廃棄物の野外焼却は、法律で禁止されています。剪定木（直径10cm未満）や剪定した枝や葉は、可燃ごみ【黄袋】として排出してください。

排出する際は、長さ50～60cmに切断し、「氏名を記入した市指定可燃ごみ袋」を、1束に1枚「直接、くくりつけて」または、「中に入れてからくくって」から排出してください。

※直径10cm以上の剪定木は、可燃ごみ【黄袋】としては排出できません。1m以内に切断し、「粗大ごみ」として排出してください。



-42-

## 衣類はリサイクルできます。

衣類を廃棄する場合は、可燃ごみ【黄袋】として排出することとなっていますが、リサイクルすることもできます。

市内6か所の資源物集荷所（姶良リサイクルセンター・別府川資源物集荷所・加治木総合支所資源物集荷所・姶良市シルバー人材センター蒲生支部資源物集荷所・松原地区土改連資源物集荷所・JA跡地重富蔵資源物集荷所）に衣類専用の回収容器が設置しておりますので、衣替えなどで不用になった衣類がありましたら、「ごみ減量」と「資源の有効活用」のため、衣類の再資源化にご協力ください。

●回収対象：洗って乾燥した清潔な衣類及びタオル類

## 容器包装品ではないプラスチック類は可燃ごみ

材質がプラスチックでも、容器包装品以外の製品は「その他のプラスチック」の対象外となります。例えば、ストローやスプーン、ビニールひも、ビデオテープ、CD、洗面器、バケツ、プランター、おもちゃ、文具等は材質がプラスチックであっても容器包装品ではないため「可燃ごみ【黄袋】」として排出してください。

※これらを包装していたレジ袋や外袋は「その他のプラスチック」として排出してください。



-43-

# 不燃ごみ【赤袋】

市指定ごみ袋（大）に入らない大型ごみは粗大ごみです。

不燃ごみ【赤袋】は、マナーを守って決められた資源物ステーションに排出してください。

※氏名欄に氏名を記入して排出してください。

※割れたガラスやコップなどは新聞紙等で包んでください。

※刃物や尖っていて危険な物は、新聞紙等で包んでください。

※電池が入っているものは取り外してください。

※ライターなどはガスを使い切つてから排出してください。

※油などの燃料が入っているものは使い切つてから排出してください。

※柄や棒状の長い形状のものでも、切断して市指定のごみ袋に入れれば、排出できます。

※傘は、布やビニール等の部分を取り外す必要はありません。



## ■ 陶磁器類

食器、湯呑み、カップ、花瓶、植木鉢等の陶磁器類は、**不燃ごみ【赤袋】**です。また、割れた陶磁器類は新聞紙等に包んでください。



## ■ ガラス類

ガラス食器、ガラスコップ、耐熱ガラス、窓ガラス、鏡、蛍光管以外の電球、化粧品等のガラス類は、**不燃ごみ【赤袋】**です。また、割れたガラス類は新聞紙等に包んでください。



## ■ 電化製品類

市指定ごみ袋に入る大きさの電化製品は、**不燃ごみ【赤袋】**です。市指定ごみ袋（大）に入らないものは粗大ごみです。

※エアコン（室外機含む）、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンの処分は、販売店等へご相談ください。



※扇風機など、プラスチック等の可燃ごみ【黄袋】と分別できるものは、分けて排出してください。

## ■ 金属類

アルミホイル、鍋、包丁、傘の骨組み、刃物、カミソリ、使い捨てカイロ等の金属類は**不燃ごみ【赤袋】**です。

※包丁やカミソリ等の刃物や尖っていて危険な物は、新聞紙等に包んでください。

※針などは特に危険なので、厚紙などに刺してから新聞紙等に包んでください。



## ■ 傘

傘は、布やビニール等の部分を取り外す必要はありません。



## ■ スプレー缶類は資源物です。

エアゾール缶やカセットボンベなどの缶は**「スプレー缶類」**です。

中身を使い切つて**「スプレー缶類」**として排出してください。

また、キャップ等の付属するプラスチックは**「その他のプラスチック」**として排出してください。



# 粗大ごみ

市指定ごみ袋（大）に入らない大型ごみが粗大ごみです。市指定のごみ袋に入るものは粗大ごみではありません。

粗大ごみは、自治会ごとに収集日を決めて収集しますので、自治会等で決められた場所、決められた日時に排出してください。

**直接搬入もできます**

※粗大ごみは、市が指定する場所に直接搬入することもできます。なお、粗大ごみの直接搬入を利用する際は、搬入届出書により、事前に市役所に届け出る必要がありますので、毎年配布する生活カレンダーに掲載されている利用案内をご確認されるか市役所にお問い合わせください。



## ガラスの付属品は外しましょう

電子レンジの扉やガスコンロのグリル部分、ストーブの中芯等、ガラスの付属品は外せる場合は、**不燃ごみ【赤袋】**として排出してください。



## ストーブ類の排出方法に注意

ストーブ類等の燃料を使用するものは、燃料を抜いてから排出してください。



## 解体しなくても大丈夫

スプリング入りのソファーやベッド、マットレス、座椅子などは解体せずに排出できます。



## 剪定木は枝や葉を取り除いてから

直径が10cm以上の剪定木は、枝や葉を取り除き1m以内に切断してから排出してください。



## 木材や角材は、1m以内に切断してから

直径10cm以上の木材や角材は、1m以内に切断してから排出してください。



## 粗大ごみではありません。

指定ごみ袋（大）に入る大きさのものは、粗大ごみではありませんので、粗大ごみ収集の際には排出できません。



## 粗大ごみとして排出できない品目

品 目	備 考
市指定ごみ袋【黄袋】に入る可燃ごみ 市指定ごみ袋【赤袋】に入る不燃ごみ 分別収集する資源物	通常の収集日・収集場所に排出できます。 ※資源物及び不燃ごみ【赤袋】は、リサイクルセンターや資源物集荷所に直接持ち込むこともできます。
農機具類、消火器、たたみ、タイヤ バッテリー、バイク、太陽熱温水器・電気温水器、ボイラー、モーター・ポンプ類 ガスボンベ（カセットコンロ用除く） ピアノ・エレクトーン	専門業者や販売店に搬出（有料）
家電リサイクル法対象品 テレビ、エアコン（室外機含む）、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫	専門業者や販売店に搬出（有料）
リサイクル法対象品 パソコン（ディスプレイ含む）	メーカーに回収依頼（有料） パソコン無料回収についてはこちらをご確認ください。 (市HP パソコンの処分方法) 
産業系廃棄物（建築廃材等）[注 1] 農薬、薬品類、農業用ビニールシート、灯油・ガソリン等の石油類 大量の瓦・ブロック・レンガ 石綿廃棄物（スレート・ボード等）	専門業者・産廃処理業者に搬出（有料） [注 1] 事業活動で生じた廃棄物です。 法令により事業者で自己処理または処理業者に委託となります。